

# 平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります (保育所、幼稚園などの利用手続きが変わります)

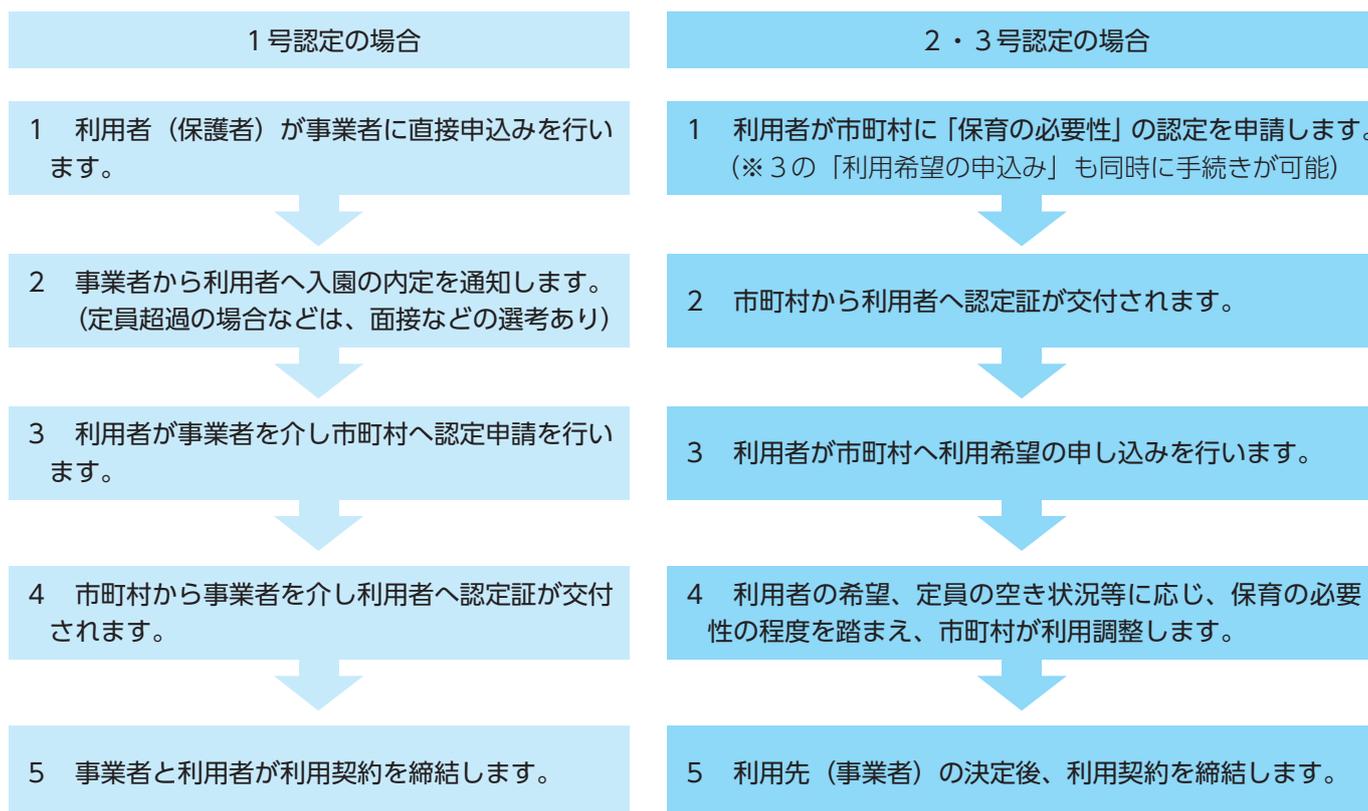
平成27年4月から子ども・子育てに関する新たな制度（新制度）がスタートします。

新制度では、保育所や幼稚園などの利用を希望される場合、入所・入園の決定とは別に、保護者の就労状況などをもとに利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります。

支給認定には、保育の必要性の有無と年齢に応じて、次のとおり **3つの区分** が設けられ、認定された区分により、それぞれのニーズにあった利用先が決まっていきます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で幼稚園などで教育を希望する場合	幼稚園・認定子ども園
2号認定	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所・認定子ども園
3号認定	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所・認定子ども園 家庭的保育事業 など

利用手続きの流れ（イメージ）は以下のとおりです。「1号認定」の場合と「2・3号認定」の場合で異なります。



契約・保育料の支払先は利用される事業者（施設）により異なります。

## 公立保育所、幼稚園、認定子ども園の場合

利用者は、施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者（公立保育所の場合は市町村）へ支払います。

## 私立保育所の場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。